

全国で安定型産業廃棄物処分場の建設をめぐり、裁判が行われています。

裁判判例にみる安定型処分場の実態

(廃棄物処分場問題全国ネットワーク 2009 年度総会記念パネル・ディスカッションより)

1. 福岡県田町（安定型最終処分場）

福岡県椎田町に建設中の産廃処分場を巡り、地域住民 62 人が業者を相手に操業停止と建設工事差し止めを求めた仮処分申請に対し、福岡地裁は、地域住民の申し立てを認める決定をした。

福岡地裁は、決定において

「処分場の操業が始まれば、廃棄物中の有機物質によって、水質汚濁を招く恐れがある。業者の主張する対策は採算面、事業面から具体性に欠け、有害物質混入を防ぐ措置とは断言できない」

と判断、住民側の言い分を認めた。

2. 宮城県丸森町（安定型最終処分場）

平成元年 8 月業者から提出された処分場の設置届を県が受理したことに對して、付近住民からの仮処分申請に応じ、平成 4 年 2 月仙台地裁は、

1)安定型 5 品目以外のものが混入・処分されるケースがあるほか、現実には

どうしても分別できない混合物（建設廃材に薬 剤が付着していたり、容器に内容物が残存付着していたりする例）が安定型処分場には入っているケースが多い。

2)立入検査を行うにしても安定品目以外のものを発見・防止することが

きわめて難しい。

ことを理由に 工事中止、操業停止の仮処分決定をし、業者は処分場及び処理業の廃止届を提出した。

3. 茨城県水戸市（安定型最終処分場）

水戸市全隈町の丘陵地帯に計画され、施設設置申請が行われていた安定型処分場について、平成 8 年 12 月、県は不許可にした。処分は、5km 下流で取水されている水道の安全性が確認できないこと、市長の同意が無く住民の理解が得られていないことを理由とし、「知事の裁量」により決定された。

一方、業者は、処分場は技術上の基準を満たしている、として法的に争う構え。産廃処分場の設置申請を県が不許可にしたのは初めて。

4. 栃木県宇都宮市（安定型最終処分場）

地元住民から「処分場から用水路に流れ込む水から異臭がする」などとの苦情が同市に寄せられ、市が 2 回に処分場周辺 11 ケ所の水質検査を実施したところ、4 カ所でヒ素が環境基準(0.01ppm)を上回り、特にうち 1 カ所（浸出水）からは基準の 28 倍の 0.28ppm のヒ素が検出された。また、埋め立てられている石膏ボードの一部からもヒ素が検出された。

同市では、4 月に廃棄物の搬入停止、さらに浸出水の処理対策、埋立廃棄物の恒久対策を口頭指導し、5 月には

1)浸出水の処理施設の設置

2)埋立廃棄物の撤去

3)左記の計画書の提出

を文書指導し、同社から計画書が提出された。

5. 東京都八王子市（安定型最終処分場）

住民から周辺河川の着色、異臭について苦情があり、都の立入検査の結果、浸出水集排水口からの排水を受ける沈殿池から汚水の流出が確認され、硫化水素ガスが検出された。

水質調査の結果では、健康項目について水質汚濁防止法に定める排水基準を超過する項目はなかったものの、放流水の COD 濃度は 50～140mg/l であった。

原因は、隣接するゴルフ場の配水管の誤接続により排水が埋め立て廃棄物を洗う形で放流されていたこと、さらに埋立廃棄物に付着していた木くず、紙くず等の有機物が腐敗したところに、長雨による雨水の浸透が加わり嫌気状態となった多量の浸出水が漏出したものとされた。

同年 10 月事業者 は排水処理施設を設置した。

差し止めが認められた事例

(1) 富津産廃処分場建設等差止仮処分事件

- 1.) 千葉県富津市田倉地区で建設予定の安定型処分場に対する建設、使用及び操業の差止を求める仮処分を申請していたが、千葉地方裁判所民事四部（合議、井上稔裁判長）で2005年2月18日に建設等の差止を認める決定がされた。
- 2.) 本件処分場は1995年に千葉県知事に対し設置許可申請がなされていたものである。建設予定地の富津市田倉地区には市営水道がなく、住民は井戸やしぼり水（山から染み出てくる水）に頼って生活していた。水源地の山あいに処分場を建設する計画が持ち上がったのである。地元は1998年3月11日に処分場の建設に反対する会を結成して反対運動に立ち上がり、2000名を超える署名を集めて反対の陳情を行うなど市に対する働きかけをした。
- 3.) 同月25日に千葉県における事前協議が終了した。同年6月24日に富津市議会は建設反対の決議をしたが、千葉県は同年12月18日に富津市と建設業者の間の環境保全協定締結等を条件として処分場の設置を許可した。その協定が締結されていないにもかかわらず翌1999年に業者が処分場予定地の樹木の伐採等への着手を強行したため、千葉県は許可条件に違反したものとして処分場設置許可を取消した。これに対し業者は厚生省（当時）に行政不服審査請求を申立て、翌2000年になんと厚生省は処分場設置取消処分を取消すとの裁決をしたのである。
- 4.) これを受け、2001年2月に業者は工事に着工した。そこで、地元住民247名が工事の差止を求めて法的手段をとることを決めた。そして、田久保公規団員らを中心とする弁護士が結成され、井出達希団員ら登録後半年ほどの新人もこの弁護士に加わった。弁護士は建設等の差止を求める仮処分を申立てることにし、2001年3月に申立てた。
最初の双方審尋（2001年4月22日）に際し、裁判所が業者に対し、本件仮処分の決定が出るまで工事は中止するように求め、業者もこれを了解し、工事は一応中断した。
- 5.) 一回の債権者審尋と六回の双方審尋を経て、昨年11月に結審した。そして、本年2月の決定に至るのであるが、その過程で、以下の四点が争点となった。すなわち、
 - ① 本件処分場に有害物質が混入する可能性があるか
 - ② 本件処分場内に混入した有害物質が処分場外に流出するか
 - ③ 流出した有害物質が地下水汚染等により住民の健康に被害を与えるか、あるいは周囲で営まれている農業や漁業等に影響を与えるか
 - ④ 保全の必要性があるか、の点である。
 - ① 我々は安定五品目自体危険であるとの主張もしたが、これは認められなかった。しかし、安定5品目に混在あるいは付着している有害物質を分別することは極めて困難であり、それらの有害物質が混入することは不可避であることは認められた。
 - ② 処分場下の地層の透水性が低いことや、処分場側壁部分の地層の傾斜の向きからして、有害物質は処分場外に本当に流出するのかが問題になった。裁判所は、地層内の亀裂や毛細管現象、地層の凹凸、間隙水圧等により、処分場下の地層及び処分場側壁を浸透して汚染物質が拡散していくことを認めた。こ

の点については、業者は資金力を背景にボーリング調査等をし、その調査結果を地質学の「モデル的ケース」にあてはめた学者の意見書を提出してきた（要するに一般論）。原告団や弁護団にはボーリング調査等をする金銭的余裕は全くな く、協力して頂ける地質学者の方とともに何度も現地に足を運び、自分らの足で集めた様々な事実を積み重ね主張を組み立てていくという作業に徹した。但し、仮処分という短期決戦であることをふまえ、一部の住民の方に 重点をおいた調査にせざるを得なかった。現場で撮影した写真やビデオも証拠として提出した。この我々の事実 の積み重ねに裁判所は軍配を上げた。

- ③ 流出した汚染物質がどの範囲に拡散し、各戸に設置されている井戸等に影響が及ぶかが問題となったが、処分場近辺の住民六名についてのみ影響が及ぶものと認められた。
- ④ 地下水は一度汚染されたら回復は困難として当然に保全の必要性は認められた。

- 6.) 今後は、業者が起訴命令をかけ、本訴に至る可能性が高いと思われる。そして、本案になった場合、業者は今回の仮処分の結果をふまえ、計画の一部変更を行うとともに、さらに金をかけた追加の調査を行い、主張・立証を充実させるであろう。

今回の仮処分では、疎明だから何とか裁判所を説得できたものの、証明を求められた場合、業者に比べはるかに乏しい手持ちの資料だけではかなりの困難となることは想像に難くない。しかし、一方、仮処分の性質上、重点を絞った調査をしてきたことから、今まで我々がやり残してきた調査も少なくない。今回の仮処分です工 事の差止は認められた以上、今後はじっくりと綿密な調査を積み重ね、仮処分ですやり残した調査を尽くし、法廷 内闘争の武器を磨き上げていきたい。

また、仮処分中に申立人団の一部が何者かの圧力によって取下げに追い込まれてしまった。今後ともさらに住民運動の輪を広げ、県を、厚生省を突き動かしていきたい。